

事業場の規模別にみた過重労働による健康障害防止対策の取組状況等に関する調査研究

森岡郁晴、宮下和久、生田善太郎、

津田晴子、柏井洋臣

(和歌山産業保健推進センター)

1 趣旨・目的

- 和歌山県下の労働者数50人未満の事業場を含む事業場を対象に、過重労働による健康障害防止対策の取り組み状況などについて明らかにし、今後の過重労働による健康障害防止対策に資することを目的とする。
- 愛知産業保健推進センター(2005): 50名以上の445事業場(以下、**愛知**)
- 東京労働局(2005): 300人以上の1071社(以下、**東京**)

2 方法

- 和歌山産業保健推進センターに登録されている551事業場に対して、質問紙によるアンケート調査を郵送法で行った(有効回答数は245件)。

規模	発送数	回収数	回収率 (%)
小規模 (50人未満)	101	62	61.4
中規模 (50人から100人未満)	106	91	85.8
大規模 (100人以上)	344	92	26.7
計	551	245	44.5

2 方法

- アンケートの内容は、8領域23問であった
 - I 事業場について
 - II 過重労働による健康障害防止対策の認知度
 - III 労働時間の把握状況
 - IV 過重労働の有無
 - V 過重労働に対する健康管理
 - VI 過重労働に対する措置の実施
 - VII 過重労働に関連する健康障害発生についての認識
 - VIII 時間外・休日労働の削減

過重労働による健康障害防止のための総合対策の認知度

0 20 40 60 80 100 (%)

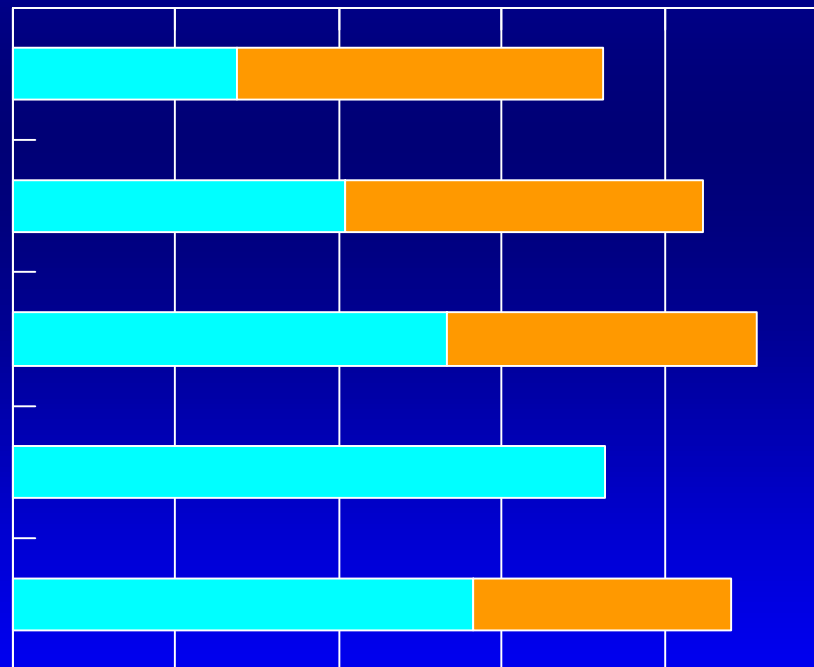
小規模

中規模

大規模

愛知

東京



■ 知っている
■ 内容まで
分からない

事業場が従業員の勤務時間を把握する方法

0 10 20 30 40 50 60 (%)

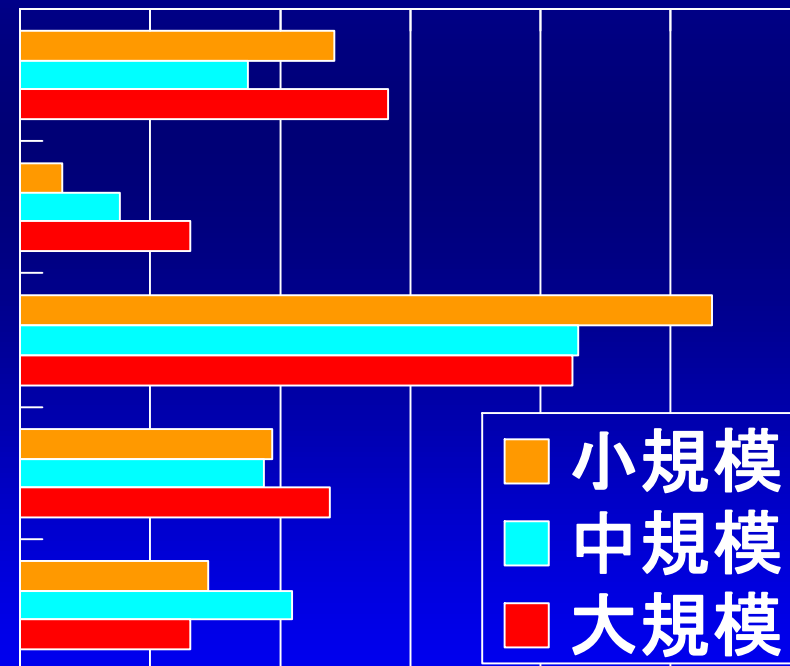
申告書による自己申告

IDカードによる把握

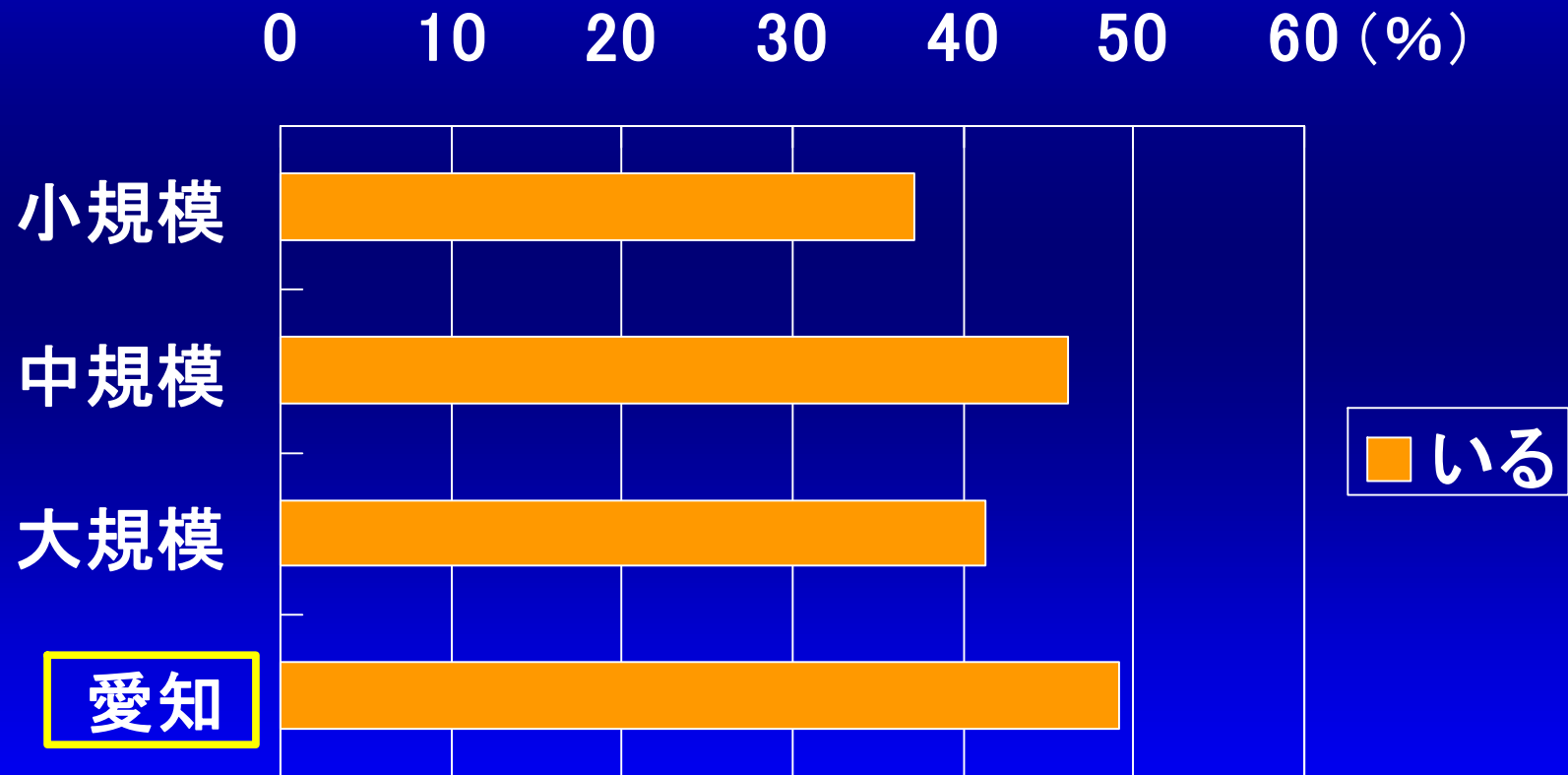
タイムカード

パソコンによる入力

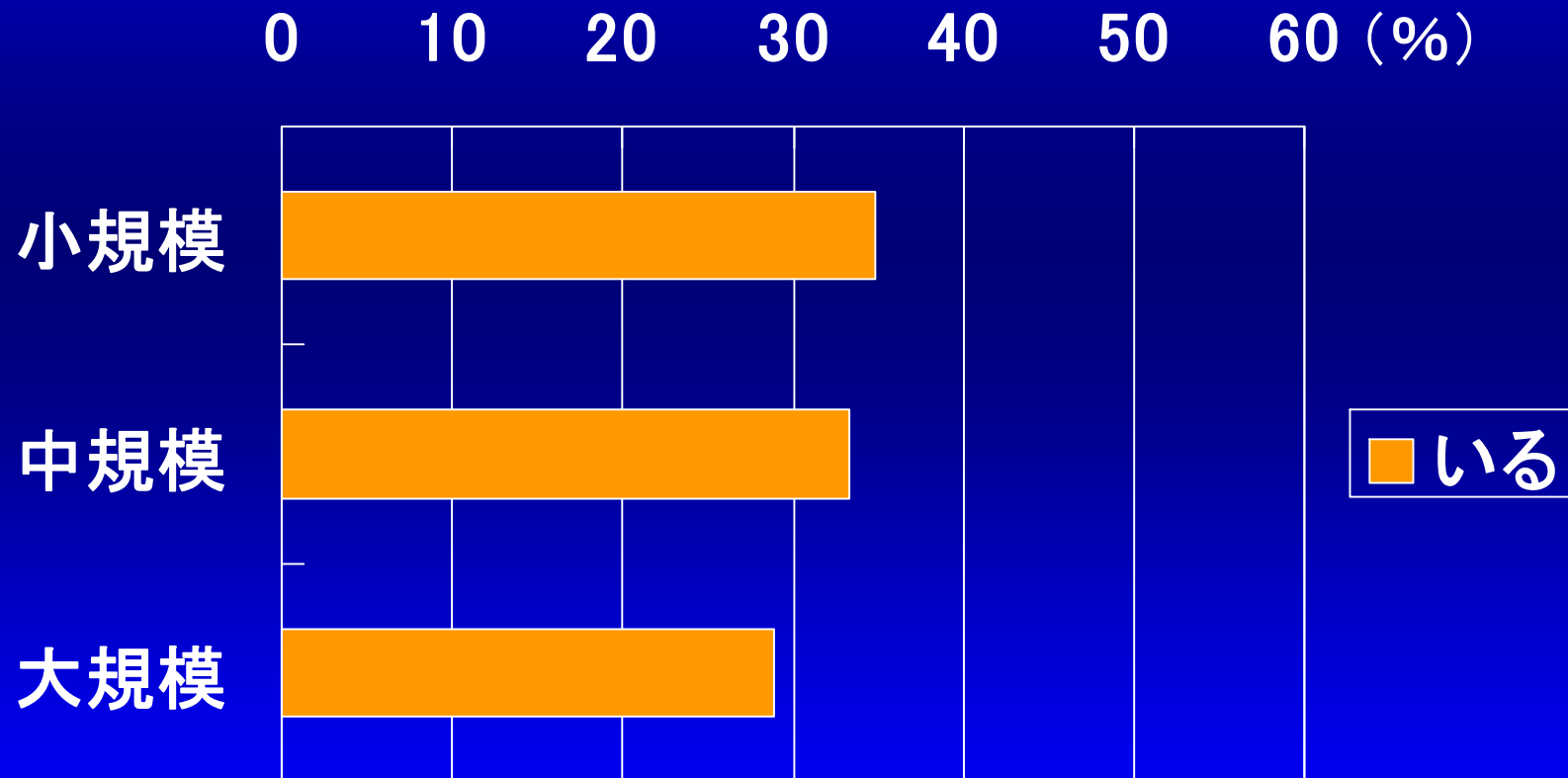
その他



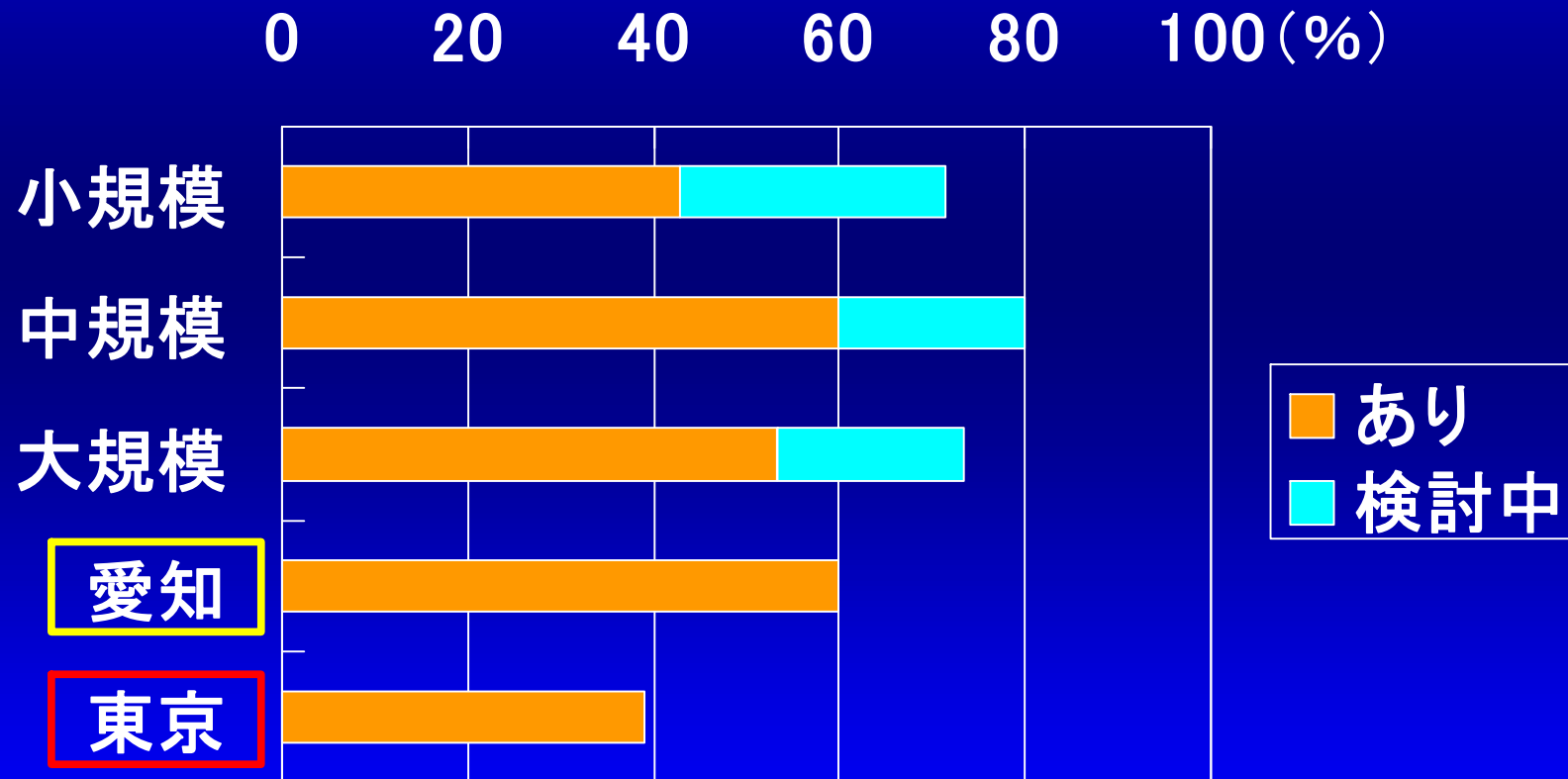
過去6か月間に月45時間以上の時間外・休日労働の従業員がいる事業場



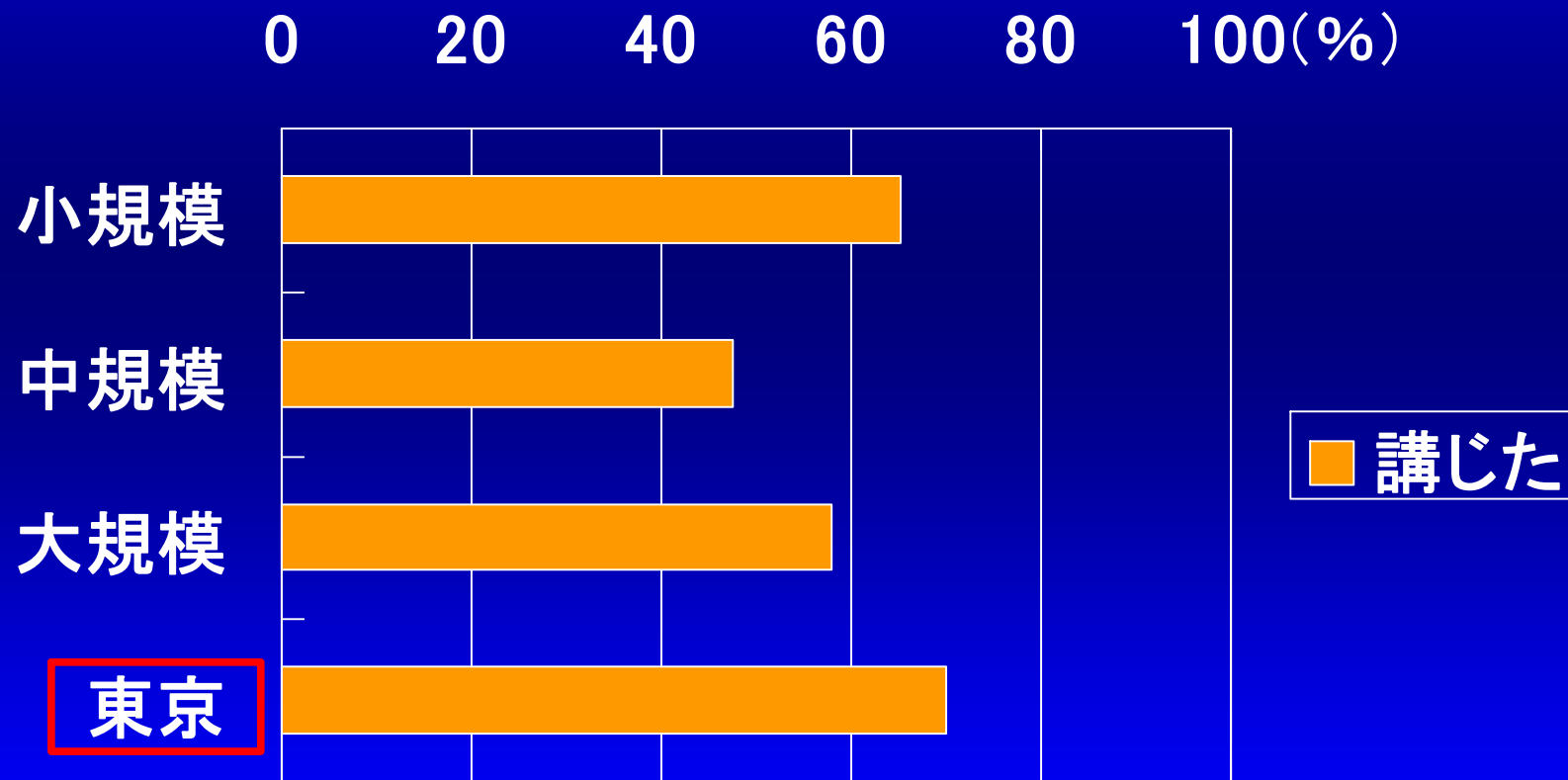
過重労働の基準として、1か月に100時間または2～6か月間に平均80時間超を採用している事業場



産業医等医師による面接指導を 実施する制度がある事業場



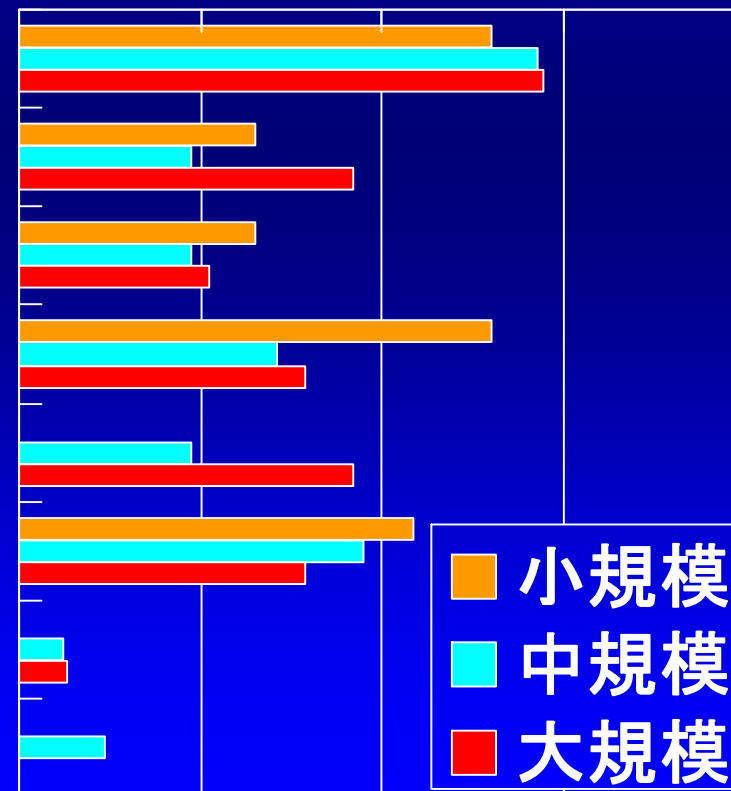
過重労働による健康障害の予防に 対する具体的な措置を講じた事業場



過重労働による健康障害の予防に 対する具体的な措置

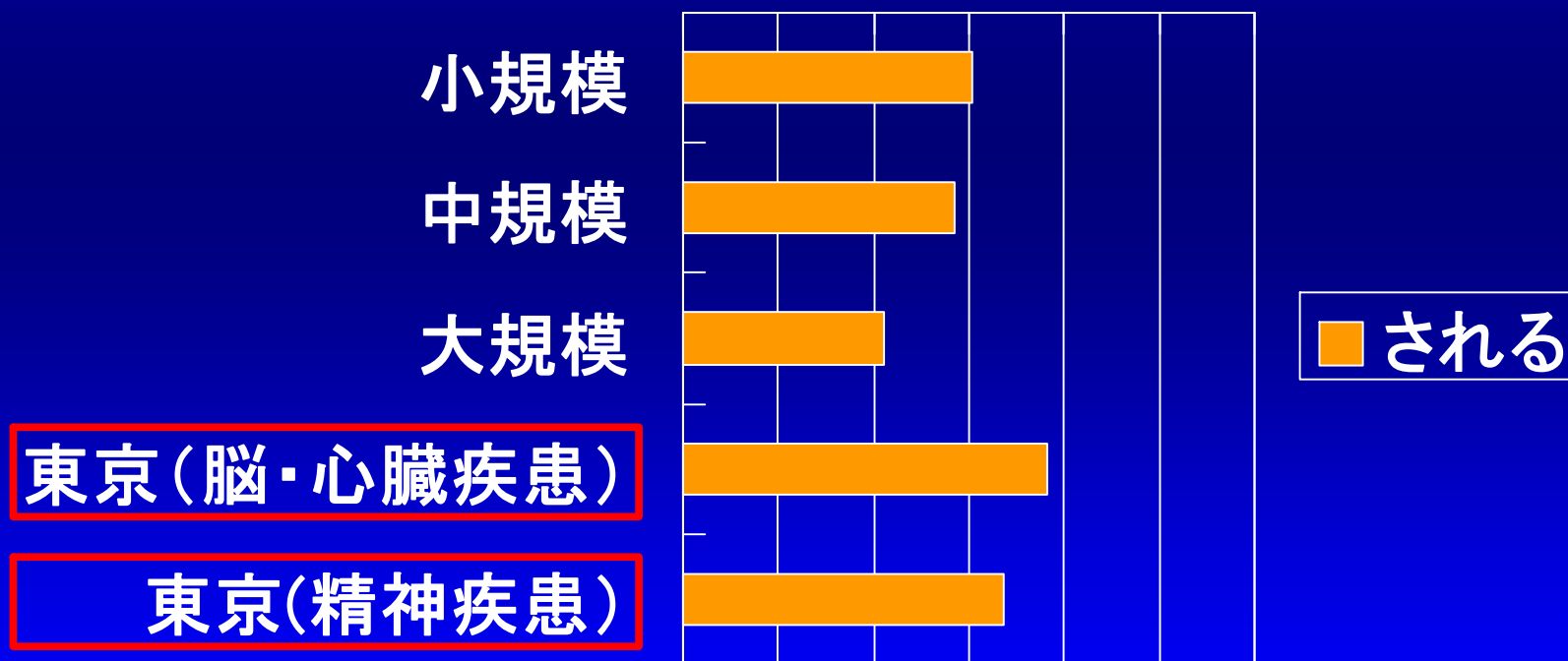
労働時間の的確な把握
定期健康診断の実施
休暇の積極的な取得
時間外・休日労働の削減
産業医等の指導助言
面接で保健指導の実施
助成制度などの活用
その他

0 10 20 30 40 (%)



過重労働に関連する健康障害発生 が懸念される事業場

0 10 20 30 40 50 60 (%)



時間外・休日労働削減のための 取り組みを行った事業場

0 20 40 60 80 100 (%)

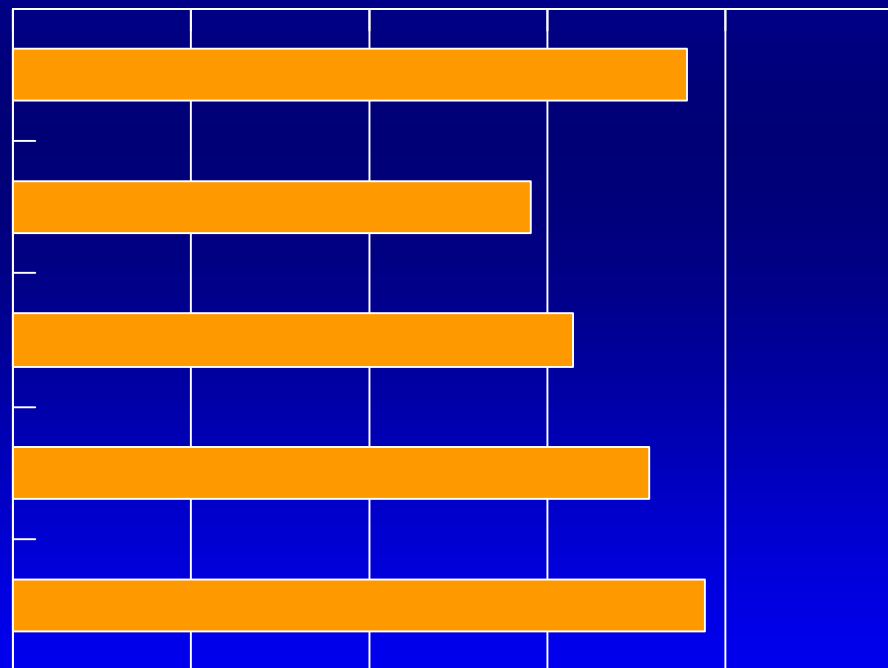
小規模

中規模

大規模

愛知

東京



行った

4 まとめ

- 不十分な点もあるが、小規模事業場であっても医師等による面談指導は既に導入され、和歌山県においても過重労働による健康障害防止対策が進みつつあることが明らかになった。



独立行政法人 労働者健康福祉機構
和歌山産業保健推進センター

Wakayama Occupational Health Promotion Center.

ご清聴ありがとうございました